

各 位

愛媛県保健福祉部長
(公 印 省 略)

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛媛県条例第 64 号）における県独自基準に係る解釈について

愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛媛県条例第 64 号。以下「条例」という。）については、平成 25 年 4 月 1 日に施行されたところですが、このうち、条例第 6 条第 1 項第 1 号ア、第 13 条第 2 項、第 32 条及び第 43 条第 2 項の規定については、県において独自の基準を定めています。

これらの条項の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりですので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いいたします。なお、その他の基準に係る運用については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日付け老企第 43 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」の内容と同じです。

記

1 居室の定員（条例第 6 条第 1 項第 1 号ア関係）

(1) 趣旨

条例第 6 条第 1 項第 1 号アに規定する居室の定員については、入所者の心身の状態、生活環境、経済状況等による様々なニーズに応じた選択肢を設けることにより、地域の実情に応じた柔軟な施設整備を進めることを考慮して定めたものである。

(2) 内容及び留意事項

「入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合」とは、多床室内部をパーティションや家具等で仕切ることにより入所者相互の視線を遮断する等、多床室内の環境について、個人の尊厳を守るための具体的な対応がなされている場合をいう。

なお、カーテンのみの使用による仕切りはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められないものである。

また、居室において入所者が出入りに使用する部分に面しない箇所については、衝立等の入所者により容易に入所者相互の視線の遮断を解除できる物品等の使用は、認められない。

2 サービス提供記録の利用者への提供（条例第 13 条第 2 項関係）

(1) 趣旨

条例第 13 条第 2 項は、当該指定介護老人福祉施設で提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、入所者が自らに提供されたサービスに関する記録を確認することができるよう、入所者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を入所者に対して提供しなければならないこととしたものである。

(2) 内容及び留意事項

「その他適切な方法」とは、例えば、入所者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。

3 非常災害対策（条例第 32 条関係）

(1) 趣旨

条例第 32 条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な施設防災計画の策定と掲示、関係機関への通報及び関係機関との連携体制の整備、避難、救出等訓練の実施、避難生活のための生活物資の備蓄等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。

(2) 内容及び留意事項

ア 条例第 32 条第 1 項

「施設防災計画」とは、地震、風水害、施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等に対処するための災害種別ごとの防災計画及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に定める消防計画（これに準ずる計画を含む。）をいう。この場合において、「災害種別」とは、県及び市町における地域防災計画に準じた区分のほか、施設の立地条件等から被災が想定される災害の種別をいう。

消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものし、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設にあっては防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準じる計画の策定等の業務を行わせるものとする。

施設防災計画は、施設内の見やすい場所に掲示し、従業者及び入所者の防災意識の向上及び非常災害時の円滑な避難行動等に役立てるものとする。ただし、施設内に施設防災計画全てを掲示することが困難である場合は、施設防災計画の概要を掲示することとして差し支えないが、災害種別等の違いが判るよう工夫すること。

イ 条例第 32 条第 2 項

火災や地震等の災害発生時に、地域の消防機関、地元自治体等へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防機関や地域住民、地元自治体等との連携を図り、災害発生時に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。

また、災害発生時に円滑な避難行動等が行えるよう、日頃から同項に規定する体制を従業者及び入所者に周知するとともに避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

なお、災害発生時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間等様々な状況を想定し、施設の実情を踏まえた訓練の実施を図ること。

ウ 条例第 32 条第 3 項

施設防災計画は、条例第 32 条第 2 項の訓練の結果に基づき内容の検証を行うとともに、施設の周辺地域の環境、立地条件の変化等も踏まえ、必要に応じて見直しを行い、実効性のあるものとしておくこと。

エ 条例第 32 条第 4 項

非常災害の発生によりライフラインや避難経路が寸断される事態が想定されることから、指定介護老人福祉施設において入所者及び従業者が当面の間、避難生活をするのできるよう生活物資の備蓄の確保に努めることとしたものである。

そのため、当該指定介護老人福祉施設に備蓄する品目及び量については、当該指定介護老人福祉施設の立地条件や入所者及び従業者の人数、入所者の要介護状態等の状況に照らし合わせて検討を行い、当該指定介護老人福祉施設の状況に見合った備蓄の確保に努めていただきたい。

なお、中央防災会議の作業部会がまとめた南海トラフ巨大地震対策の最終報告においては、家庭において必要とされる備蓄を 1 週間分以上としていることも参考とされたい。

4 記録の保存年限（条例第 43 条第 2 項関係）

(1) 趣旨

条例第 43 条第 2 項は、サービスの提供に関する記録を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 236 条第 1 項の規定に基づく金銭債権の消滅時効と同期間である 5 年間、保存しなければならないこととしたものである。

(2) 内容及び留意事項

「完結の日」とは、指定介護老人福祉施設が介護報酬を受領した日の属する月の翌月の初日とする。ただし、条例第 25 条の規定による市町村への通知に係る記録及び条例第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録については、当該記録作成日の属する月の翌月の初日とする。

なお、サービス提供の必要上から 5 年を超えて記録を保存することを妨げるものではない。